防火対象物

防火対象物とは、防火上安全を確保するため、消防法等で規制がされている建物等を指します。

〇防火対象物数　９５０件

［令和５年４月１日現在］

消防法施行令別表第１（用途）			町別			合計
項別		業態	大台町	大紀町	南伊勢町（旧南島町地区）	
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場				０
	ロ	公会堂、集会場	２７	２１	２１	６９
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等		１		１
	ロ	遊技場、ダンスホール	１			１
	ハ	風俗業等を営む店舗				０
	ニ	カラオケボックス等				０
(3)	イ	待合、料理店等				０
	ロ	飲食店	４	５	１	１０
(4)		百貨店、マーケット等	１６	１４	７	３７
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所等	７	８	４	１９
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅	２９	７	６	４２
(6)	イ	病院、診療所、助産所	６	２	２	１０
	ロ	老人短期入所施設等	９	１３	３	２５
	ハ	老人デイサービスセンター等	６	１０	８	２４
	ニ	幼稚園、盲学校、聾学校、養護学校				０
(7)		小学校、中学校、高等学校等	１８	１１	８	３７
(8)		図書館、博物館、美術館等	１	１	１	３
(9)	イ	公衆蒸気浴場、公衆熱気浴場等		１		１
	ロ	上記に掲げる以外の公衆浴場				０
(10)		車両の停車場等				０
(11)		神社、寺院、教会等	１６	２０	１０	４６
(12)	イ	工場、作業所	１０５	７０	３３	２０８
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ				０
(13)	イ	自動車車庫、駐車場	５	１		６
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫				０
(14)		倉庫	３３	３５	３５	１０３
(15)		前各項に該当しない事業所	７３	８１	３５	１８９
(16)	イ	特定用途を含む複合防火対象物	３４	２９	１９	８２
	ロ	上記以外の複合防火対象物	１３	１３	１１	３７
合計			４０３	３４３	２０４	９５０